

大阪市環境影響評価条例と手続きの流れ

1 大阪市環境影響評価条例の概要

(1) 環境影響評価制度とは

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮をするための制度です。大阪市では、平成 10 年 4 月に「大阪市環境影響評価条例」を制定し、平成 11 年 6 月から全面的に施行しています。

なお、対象事業が都市計画に定められる都市施設等である場合、事業者によって都市計画決定権者が手続きを行うものとしています。

(2) 環境影響評価方法書・準備書・評価書とは

●方法書

方法書には、事業による環境への影響について、事業者が調査・予測・評価しようとする項目や手法などが記載されます。

●準備書

事業者は、方法書に対する意見を踏まえて調査・予測・評価の手法等を決定し、環境影響評価を実施します。準備書には、この環境影響評価の結果が記載されます。

●評価書

事業者が、準備書に対する意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、環境影響評価を実施した結果を取りまとめたものが記載されます。

2 大阪市環境影響評価条例に基づく手続きの流れ

